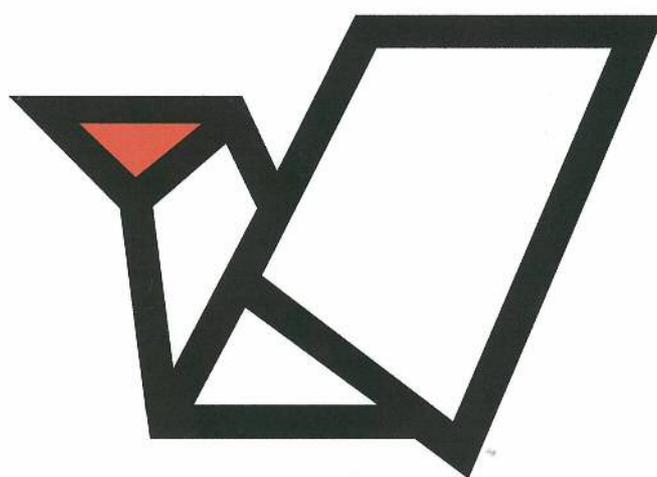


平成20年  
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
第2回定例会



平成20年8月25日



# 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録 平成20年8月25日(月曜日)

## ○議事日程・場所

平成20年8月25日 午後3時3分 開議

於：ナビオス横浜「カナル」

- 日程第 1. 臨時議長の選出
- 日程第 2. 広域連合長あいさつ
- 日程第 3. 仮議席の指定
- 日程第 4. 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第 5. 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第 6. 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7. 議席の指定
- 日程第 8. 会議録署名議員の指名
- 日程第 9. 会期の決定
- 日程第 10. 一般質問
- 日程第 11. 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 12. 承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 13. 認定第1号 平成19年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14. 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

## ○本日の付議事件

- 日程第1～14 議事日程に同じ
- 日程第15(追加) 請願第1号 「神奈川県後期高齢者医療広域連合の議会議員選出は、神奈川県に住所を有する選挙人の直接投票で選出すること」に関する請願について
- 日程第16(追加) 陳情第17号 後期高齢者医療制度の廃止等を求める陳情について
- 日程第17(追加) 閉会中継続審査

○出席議員(19人)

1 番	大久保 純男	1 1 番	高橋 敏明
2 番	山田 一海	1 2 番	稲垣 稔
3 番	花上 喜代志	1 3 番	新倉 弘保
4 番	石井 睦美	1 4 番	須田 隆
5 番	小幡 正雄	1 5 番	福森 登
6 番	若林 智子	1 6 番	石川 節治
7 番	関 美恵子	1 7 番	市川 敏彦
8 番	石田 康博	1 9 番	府川 太平
9 番	雨笠 裕治	2 0 番	土屋 誠一
1 0 番	平子 瀧夫		

○欠席議員(1人)

1 8 番 伊澤 多喜男

○説明のため出席した者

広域連合長	石	渡	徳	一
副広域連合長	島	村	俊	介
事務局長	大	森	寿	雄
会計管理者兼				
会計担当課長	吉	田	隆	彦
医療企画担当課長	高	田	邦	夫
医療業務担当課長	榎	本		操

○職務のため出席した者

書記長	諏 佐 吉 則	書 記	鈴 木 利 弘
書 記	安 達 友 彦	書 記	桑 原 田 久 子
書 記	白 川 憲 一	書 記	渋 谷 紅 緒
書 記	松 尾 進		

### 【臨時議長の選出】

#### ○事務局長（大森 寿雄君）

（自席にて）

皆様、こんにちは。事務局長の大森でございます。

日程第1、「臨時議長の選出」を行います。

本広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員に臨時議長の職務を行っていただくことになっております。

本日の出席議員中、須田 隆 議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは、須田 隆 議員、議長席へ、ご着席をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（臨時議長 議長席 着席）

#### ○臨時議長（須田 隆君）

皆様、こんにちは。

ただいまご紹介をいただきました須田 隆でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は、17人でございます。

伊澤 多喜男 議員から欠席の届け出がございました。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、申し上げますが、上着の着用は、ご自由に願います。

---

### 【広域連合長あいさつ】

#### ○臨時議長（須田 隆君）

日程第2、「広域連合長のあいさつ」を行います。

広域連合長から、発言を求められておりますので許可いたします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

#### ○広域連合長（石渡 徳一君）

皆さん、こんにちは。広域連合長の石渡でございます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申

上げます。

本日は、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、皆様方におかれましては大変ご多用にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

後期高齢者医療制度も、本年4月の制度開始から5ヶ月を経過しようとしております。

各市町村には、被保険者の皆様から、窓口や電話による相談や問い合わせなどが数多く寄せられていると伺っております。

また、登録モニターの皆様からも、制度開始前の広報が必ずしも十分でなかったといったご指摘や、保険料等について、もっと分かりやすく説明してほしいといったご意見などが寄せられているところでございます。

いずれにいたしましても、まだまだ取り組むべき課題は山積をいたしております。

被保険者の皆様方のご理解を得ながら、県下33の市町村と連携し、後期高齢者医療制度の定着化に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様方のお力添えを切にお願い申し上げます。

今回の定例会におきましては、人事案件のほか、保険料軽減のための条例改正の専決処分の報告、また、平成19年度決算の認定議案などを上程させていただいておりますが、何とぞよろしくご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

---

## 【仮議席の指定】

### ○臨時議長（須田 隆君）

これより会議に入ります。

日程第3、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

---

## 【議長の選挙】

### ○臨時議長（須田 隆君）

次に、日程第4、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことと決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。本広域連合議会議長に、石田 康博 議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、臨時議長が指名しました、石田 康博 議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、石田 康博 議員が、議長に当選されました。

石田 康博 議長が、議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました 石田 康博 議長のごあいさつをお願いいたします。

石田 康博 議長。

(議長 登壇)

#### ○議長(石田 康博君)

ただいま、ご推挙いただきまして、議長という要職につかせていただくことになりました石田 康博 でございます。

もとより微力ではございますが、皆様方のご協力とご指導を得ながら、この広域連合議会が住民の負託にこたえ、議会の運営を十分円滑に行っていくよう努力をさせていただきます。

どうぞ、連合長をはじめ議員の皆様方のご指導とご協力を心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

#### ○臨時議長(須田 隆君)

ありがとうございました。以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

(臨時議長 議長席 退席)

(議長 議長席へ移動)

---

### 【議事日程と関係職員の出席】

#### ○議長(石田 康博君)

それでは、会議を続けます。本日の議事日程につきましては、議案書の3ページの議事日程表案のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

---

### 【副議長の選挙】

#### ○議長(石田 康博君)

日程第5、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、議長において指名推選することと決定いたしました。

それでは、指名いたします。

本広域連合議会の副議長に、府川 太平 議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名しました、府川 太平 議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、府川 太平 議員が、副議長に当選されました。

府川 太平 議員が、議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました 府川 太平 議員から、ごあいさつをお願いいたします。

府川 太平 副議長。

(副議長 登壇)

#### ○副議長(府川 太平君)

ただいま、ご指名いただきました 府川 太平 でございます。副議長の要職につくことになりましたことは、まことに光栄に存するとともに、その責任の重大さを痛感している次第でございます。

人格、識見ともに卓越した 石田 康博 議長の補佐として、議会が円滑に運営されますよう懸命の努力を傾注するつもりでございます。どうか皆様方の絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### ○議長(石田 康博君)

ありがとうございました。

---

### 【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

#### ○議長(石田 康博君)

次に、日程第6、「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題にいたします。

本件は、議会委員会条例第5条の規定により、私から指名いたします。

お諮りいたします。本日議場配布いたしました名簿のとおり、8人の議員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、議会運営委員会を開催し、正副委員長の選任等を行うため、暫時休憩いたします。

(午後 3時14分休憩)

(午後 3時35分再開)

---

### 【正副委員長の互選の報告】

○議長(石田 康博君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

○書記(諏佐 吉則)

(自席にて)

ご報告いたします。

議会運営委員会委員長 稲垣 稔 議員

副委員長 福森 登 議員

以上でございます。

○議長(石田 康博君)

ありがとうございました。

---

### 【議席の指定】

○議長(石田 康博君)

次に、日程第7、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、7ページにございます議席表のとおり、私から指定いたします。

---

### 【会議録署名議員の指名】

○議長(石田 康博君)

次に、日程第8、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、17番、市川 敏彦 議員、及び20番、土屋 誠一 議員 を指名いたします。

---

### 【会期の決定】

○議長(石田 康博君)

次に、日程第9、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

## 【諸報告】

### ○議長（石田 康博君）

次に、議事日程にはございませんが、本日議場配布いたしました「例月現金出納検査の結果について」のとおり、平成20年2月分から平成20年5月分までの例月現金出納検査が実施され、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私からご報告申し上げます。

---

## 【一般質問】

### ○議長（石田 康博君）

次に、日程第10、「一般質問」を行います。

一般質問は、本日議場配布いたしました一般質問発言通告表のとおり既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、ご了承の上、ご協力をお願いいたします。それでは、一般質問に入ります。

山田 一海 議員の発言を許します。

山田 一海 議員。

(山田議員 登壇)

### ○2番議員（山田 一海君）

山田 一海です。通告に従いまして連合長に何点か質問させていただきます。

今年の4月に施行されました「後期高齢者医療制度」につきましては、新たに独立した高齢者医療制度として、従来の老人保健制度に変わって発足したものでございます。

今までの老人保健制度では、現役世代と高齢者世代の負担が明確でなかったこと、実施主体が市町村と保険者両者にまたがり、その責任体制が曖昧であったこと、また、高齢化の急速な進展により、高齢者の医療費が著しい伸びを示し、市町村における国民健康保険財政が厳しさを増してきたことなどが課題としてあげられ、かなり以前より高齢者医療制度改革の必要性が論議されてきたところでございます。

こうした背景を踏まえ、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し、抜本的な医療制度の見直しが行われ、冒頭にも述べましたように、4月から75歳以上の方を対象といたします後期高齢者医療制度が創設されることになったわけであります。

わが国においては、特に女性におきましては世界最長となります平均寿命を実現するなど世界有数の長寿国家であります。それには、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けるこ

とができる医療制度が大きく貢献していることは間違いありません。

後期高齢者医療制度は、その改革の基本的な視点として、1つには、国民が安心して生活できるよう国民皆保険を維持すること、2つには、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため、医療費を国民が負担可能な範囲に抑えること、3つには、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、それぞれが負担能力に応じて高齢者の医療を安定的に支えていく公平で分かりやすい制度とすること、をあげております。

私は、こうした改革の基本的な視点を踏まえた後期高齢者医療制度につきましては、その基本的な方向性としては評価するものであります。制度の定着化を図っていかねばならないものと考えております。

しかしながら、一方では、4月の制度施行後において、市民やマスメディアなどから様々な意見や制度に対する批判などが出されていることも事実であります。

新たな制度の創設にあたっては、国民各層、特に被保険者の方々には制度の周知が極めて重要なことでもあります。制度の内容がよく分からなければ、ご理解やご協力も得られないということになります。また、制度周知の不足は、誤解や間違った理解などを生み出し、それが制度の信頼を損ねてしまうことにもつながります。そこで連合長にお伺いいたします。

後期高齢者医療制度の発足にあたって、被保険者に対して、どのような制度周知に取り組んできたのか。お伺いいたします。

後期高齢者医療制度の定着化にあたっては、不断の制度周知のほかに、被保険者などからの建設的なご意見や要望などを真摯に受け止め、それを運営面に反映をしていく必要があります。

広域連合では、75歳以上の被保険者を対象として広く民意を把握していくための工夫をしていると伺っております。

他県にはない制度として、登録モニター制度をいち早く企画化され、実施に取り組んでおられるとのことでもあります。そこで、登録モニターとして登録されている人はどのくらいいるのか。モニターに対して、どのような取り組みを今まで行ってきたのか。お伺いいたします。

広報広聴活動は、後期高齢者医療制度を定着化させるための不可欠な活動であり、今後とも精力的に取り組んでいただきたいと思っております。

いずれにしましても、保険証一枚で、いつでも、どこでも医療が受けられる国民皆保険制度は、国民が安心して生活できる根幹をなすものであり、将来にわたって維持していかねばならない最も重要なものであります。

こうした観点から、国民皆保険制度を維持し、医療保険制度を持続可能なものとする後期高齢者医療制度は、改善すべきところは果敢に改善しながら、円滑な運営に一層取り組んでいく必要があるかと考えております。

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図り、その定着化を進めていくために、連合長として今後どのように広域連合の運営に取り組んでいくつもりなのか、見解をお伺いいたします。

わが国は、今、急速な少子高齢化社会を迎え、一方では、経済の低成長への移行と極めて厳

しい社会情勢にあります。医療だけでなく、年金、介護などを含めた社会保障制度全般の方向をどうしていくのか、も国民的な課題となっております。

こうした中、神奈川県後期高齢者医療広域連合の一層の取り組みをご期待申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

**○議長（石田 康博君）**

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

**○広域連合長（石渡 徳一君）**

まず、1点目でございますが、被保険者に対して発足にあたり、どのように制度周知に取り組んできたかということについてのご質問でございますが、広域連合では、平成19年1月にホームページを開設いたすとともに、5月には広域計画の策定にあたってパブリックコメントを実施しました。さらに市町村と連携いたしまして関係団体や住民への制度説明会に取り組んでまいったところでございます。

政省令が公布された昨年10月には、リーフレット、ポスター、ガイドブック等を作製し、市町村窓口、また医療機関などを通じて制度周知に努めてまいってきたところでございます。

また、被保険者の皆様一人ひとりに対しましては、今年3月以降、保険証発送時に制度案内の小冊子を同封させていただいております。

こうした広報活動のほか、この間、市町村広報紙や「県のたより」などで制度案内に取り組んできたところでございます。

次の登録モニター事業についてのご質問でございますが、保険証発送時に小冊子などによりモニターを募集させていただきまして、118名の方々にモニター登録をいただいております。現在、活動を頂戴しているところでございます。

これまでの取り組みとしましては、広報紙や冊子などを送付し制度へのご理解を深めただくとともに、5月に第1回目のアンケートにご協力をいただいたところでございます。

今後とも、アンケートや随時ご意見・ご要望をいただくことによりまして、制度運営の向上に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の制度の定着化への取り組みについてのご質問でございますが、制度の定着化のためには、1つ目には、制度への正しい理解を得ることだと思っております。2つ目には、住民ニーズの把握などを通して円滑な制度運営を図っていくことだと思っております。3つ目には、広域連合財政の健全化に努めることであると思っております。この3点が重要な課題であると考えております。

いずれにしましても、制度の一層の改善に向けて国や県に対し要望を行ってまいるとともに、市町村との連携を更に深めていくことによりまして、広域連合の基盤の強化を図ることが、特に重要なことであると考えております。

以上でございます。

○議長（石田 康博君）

次に、雨笠 裕治 議員の発言を許します。

雨笠 裕治 議員。

（雨笠議員 登壇）

○9番議員（雨笠 裕治君）

一般質問をさせていただきます。川崎市の雨笠でございます。

本年6月2日、後期高齢者医療制度により、都内の高齢者238人によりまして、都後期高齢者医療審査会に対し、年金は個人の資産であり、本人の承諾も得ず、保険料を天引きすることは憲法が定める財産権、生存権の侵害などとして、不服審査請求が出されました。国民の間に後期高齢者医療制度自体に対する不信感が広がっています。やり場のない怒りの象徴とも言えます。そもそも、これまでの年金に対する政府の対応のまずさが根底にあり、さらに新たな制度への説明不足が国民の怒りに拍車をかけた形となっています。政府もさすがに見直しをせざるを得ない状況に追い込まれたというのが、現実であると思います。

この状況を受け、政府与党は、制度発足から間もない6月12日、後期高齢者医療制度の見直し案について、収入に応じて徴収している保険料の所得割部分に関し、年金額が年間208万円以下の人については、100～25%の幅で減額することで大筋合意し、制度を運営する各都道府県の広域連合に減額をさせた上で、国が特別交付金を配り、補填をする形をとるなど、保険料、所得割の軽減を含む7点にわたる与党の主な見直し案を示しました。

その与党の説明文の前段の目的には、「高齢者の置かれている状況に十分配慮し、きめ細かな措置を早急に講ずるとともに、地方自治体関係者と十分連携して、」と、わずか2行に十分という文言が2回も入っています。示された見直し案は20年度のことで、半年を目前にした現在、すでに実施されていなければ制度は機能いたしません。

さらに政府与党は、7月15日高齢者医療制度に関するプロジェクトチームを開き、会社員の子供に扶養される75歳以上の後期高齢者に保険料負担の9割軽減提言を、2009年度も続ける方針を確認しました。現役並みの所得がない70歳から74歳の医療費の窓口負担を来年度から2割に引き上げる措置を凍結することでも一致しております。17日に正式決定し、政府に申し入れ、こういう軽減措置の実施は、年末までに詰めることになりました。つまり、この次から次への度重なる変更こそ、この20年度の見直し案が残念ながら不十分であり欠陥であることの証明になっている。そもそもこれらの度重なる変更は、対象者の具体的意見が、ないがしろにされたまま、手前勝手の変更ではないのか。本当に、これは、どこで、いつ、被保険者の意見を聴取したのか。現在でも国民合意が取れない中で、財源の根拠に対する議論も見えず、またも大幅な変更をしいのか。これまでの国の対応を考えると、新たな混乱を重ねるだけになりはしないのか。様々な懸念が拭い去れない。だからこそ、なおさら広域連合はどうあるべきとか、どう対処すべきとか、姿勢が問われていると思います。財源もスキームも

確定できず、移ろう制度であればあるほど、主権者は市民という民主主義の原点に戻って、広く丁寧に被保険者の意見を聞く必要があると思うのですが、連合長の見解を伺います。以上でございます。

○議長（石田 康博君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

制度の周知をしていくということは、大変重要なことだと思っております。

また、被保険者の意見を聞く必要があるということですが、制度発足にあたりましては、市町村と連携を図りながら、老人クラブなどに対する説明会を開催いたしてきたところでございます。また、今後も制度の周知に取り組んで参る所存でございます。

また、75歳以上の被保険者を対象とするモニター制度も開始したところでございまして、直接、被保険者のご意見、またご要望をお聞きすることにも努めておるところでございます。

○9番議員（雨笠 裕治君）

すいません。議長、再質問は登壇いたしますか。

○議長（石田 康博君）

お願いします。

（雨笠議員 登壇）

○9番議員（雨笠 裕治君）

連合長から、お答えをいただきました。前の議員さんと重なる部分の質問だったと思いますが、実は、モニターのアンケート結果を見させていただいております。こちらにございますが、質問10～12の自由回答では、圧倒的に説明が足りていなくて説明を求めているというお答えを多数いただいたというのが現状です。つまり、モニター制度では、今の状況が不十分であるということが、すでに、このモニターのアンケート結果から出ています。国でもなく市町村でもない、広域連合ならではの積極策が私は必要だと思います。国の追認機関ではなく、自治体の顔色を横並びで見ただけではない広域連合だからこそ被保険者に耳を傾け、関係各所を改善させる証しとして直接対話が必要と考えます。モニター制度とは別のアプローチが必要だと思いますが、連合長の見解を伺います。以上です。

○議長（石田 康博君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

モニターの皆様からのご意見、ご提言。これについては、真摯に受け止めて対応させていた

だきたいと思います。

また、直接の対話、また直接耳を貸す必要があるというお尋ねでございました。引き続き、市町村と連携を図りながら老人クラブなどの説明会への取り組みを考えて参りたいと思います。

また、モニター制度の運営の一層の充実に努めるとともに、また、市町村や広域連合など窓口にご直接お越しいただける皆様からのご意見、ご要望など真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。

こういったご意見を踏まえて、広域連合の運営の改善に役立ててまいりたいと考えております。

#### ○議長（石田 康博君）

次に、花上 喜代志 議員の発言を許します。

花上 喜代志 議員。

（花上議員 登壇）

#### ○3番議員（花上 喜代志君）

花上 喜代志でございます。引き続き、何点か質問させていただきたいと存じます。

4月1日に制度施行されました「後期高齢者医療制度」、これは甚だ評判の悪い制度であります。

私が、今日、後期高齢者医療広域連合の議会で質問すると知った県民の方が、私のところにご意見をお寄せになりました。そのお話を聞いていると「こんな悪法はない、年寄りいじめのこうした制度は速やかに廃止するように、これを強く言っていただきたい。」こういう声が寄せられました。なぜ、国はこの後期高齢者医療制度を作ったのか。これまでの制度を見直す必要があったのか。国の説明によれば、急激な少子高齢化とか、あるいは経済の低成長への移行、こういったような社会保障全体の費用が増え続ける中で、医療費の伸びを抑えなければならない。そういう認識の下に、この後期高齢者医療制度を導入したということでございます。

しかし、このような国の考え方にも係わらず、この制度がなぜ、国民の、あるいは県民の方々の理解を得られないのか。

このことについて、よくよく考えてみなければならないと思います。数々の問題点が指摘されているわけでありまして。こういう中で、私は、以下何点かについて連合長にご質問したいと思っております。

まず、先ほどの連合長のごあいさつの中には、この後期高齢者医療制度について、相談、問い合わせというのが数多くあった、広報が不十分であったというようなお話がございました。

そこで、お話ししたいのは、4月の施行から現在までの間、多くの県民から寄せられている声には、どのようなものがあったのか。その具体的な内容についてお尋ねしたいと思っております。

75歳以上の高齢者をあえて区切った上で「後期高齢者」と勝手に名づけて分類しておりますが、この様に年齢で区切った医療制度は世界でも例を見ないものでございます。75歳以上の高齢者が74歳以下の一般国民と異なった制度の対象となるのは明らかに年齢差別といわざ

るを得ません。国による「年寄りいじめ」であり、一部には「現代版姥捨て山」とテレビでも報道されておりましたが、こうした実態を見るときに、やはりこの制度の持つ根本的な問題について、改めていかなければならないと思います。

この医療制度はさらに悪評に拍車をかけているのが、75歳以上で年間18万円以上の年金受給者の方からは、保険料を強制的に年金から天引きするというやり方でございます。

このことはさらなる問題として「年金支給は後払い」なのに「保険料徴収は先払い」ということでありまして、高齢者の方にとっては、本当にひどい話になっているわけでございます。

それでなくとも消えた年金問題などが一向に解決しない状況の中で、保険料の天引きだけはがっちりと実施する。これでは、県民の不満は募るばかりではないでしょうか。

そこで、ご質問いたしますが、連合長は、年金天引きを全面的に廃止して、納付書方式に切り替えていくお考えはあるのかどうか。この点についてお尋ねしたいと思います。

この医療制度は、国が主張しているとおり、これ以上医療費が過度に増えないようにすることがねらいだということになっておりますが、医療費が必要以上に制限され、高齢者が医療を受けたくても受けにくい状況が出ているという指摘もございます。

その一つとして、高血圧や糖尿病などの慢性疾患を抱える患者に対して「包括払い制度」が導入されております。この「包括払い制度」とはどのようなものなのか。これにより医療制限が行われる危険性が指摘されておりますが、これについてはどうか。併せて実体はどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

いずれにしろ、後期高齢者医療制度は、以上のような数々の問題点が露呈しております。この制度を速やかに廃止していくことが必要だと、こういうことを私は考えているわけでありまして、そのことを指摘して、質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

#### ○議長（石田 康博君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

#### ○広域連合長（石渡 徳一君）

4月以降に寄せられた県民からの声についてでございますが、制度の仕組みや保険料算定の方法に関するお問合せが、1点目。また、制度のPRが足りないのではないかとのご指摘もございました。また、なぜこの制度が必要になったのかに対するご質問、あるいはまた、保険料が今までの国民健康保険料などと比べて上がった方からの苦情などの声が寄せられております。以上が県民の皆様からの主なお声でございました。

次に、保険料の徴収方法についてのお尋ねでございますが、保険料徴収につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律及び施行令により、市町村の業務とされており、年金からの天引きなど特別徴収の要件に該当する場合には行うべきものとされております。本年7月25日の政令改正によりまして、一定の条件のもとに、普通徴収の要件が拡大され、口座振替による

納付も可能となりました。今後とも法令に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

3点目に、包括払い制度と、これに伴う医療制限についてのお尋ねですが、包括払い制度とは、特定の疾患に対して、定額の報酬が支払われる制度のことですが、後期高齢者医療制度では、「後期高齢者診療料」がこれにあたります。後期高齢者診療料は、高血圧症や糖尿病などの慢性疾患の患者に対しまして、総合的に診療を行うために設けられたものでございます。

医療機関がこの診療を行うには、患者本人の同意が必要となり、患者が今までどおりの診療を希望した場合には、これまでと変わらぬ医療を受けることとなります。

したがって、受診を制限したり、必要とする医療が受けられなくなる、というようなことではないと認識しております。以上でございます。

**○議長（石田 康博君）**

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

**○広域連合長（石渡 徳一）**

すいません。答弁漏れがございました。後期高齢者診療料を算定することができる医療機関でございますが、平成20年6月時点で約600機関で届出がされております。

失礼いたしました。

**○議長（石田 康博君）**

次に、小幡 正雄 議員の発言を許します。

小幡 正雄 議員。

（小幡議員 登壇）

**○5番議員（小幡 正雄君）**

私は、5番の小幡正雄です。通告順に石渡連合長と大森事務局長に質問をいたします。

本年5月29日に全国知事会は、国に対し、申し入れを行いました。その内容は、制度の趣旨や仕組み等が国民に十分周知されず、さらに制度スタート時に保険証の未着や保険料の算定誤りといった事務手続きのミスで、制度自体への国民の信頼が大きく損なわれている。

そもそも、このような事態を招いた主たる原因は、制度設計者である国からの保険料算定等のコンピュータープログラム提供の大幅な遅れなどにより、地方の準備作業が混乱し、住民への周知・広報活動に影響を及ぼしたことにあり、国は、新たな措置の実施によって生じる財政負担について、地方に負担を転嫁することがないよう、責任をもって対応すること。など、4項目であります。

さて、7月14日付で、石渡広域連合長より私ども議員宛に、今回の条例改正についての専決処分に関する通知をいただきました。その中で、「なお、今回の保険料軽減に伴う財政措置については省令改正により全額国庫で補填されることとされています。」と記されています。

しかしながら、最近の報道によれば、全国各地の広域連合より、政府与党に対し、今回の保険料軽減に伴う財政措置について、これが不十分であると不満の意見が数多く提出されていま

す。

そこで、第1の質問は、全国知事会、神奈川県はじめ1都3県の広域連合長、政令指定都市市長会や横浜市などの国に対する緊急要請や提案・要請活動について、これに関連して、3点伺います。

1点目は、神奈川県はじめ1都3県の広域連合長が、6月3日、連名で国に対して、調整交付金の確保、国庫負担金の十分な交付、保健（健診）事業への財政支援継続、国民への制度周知についての4項目の要望書を提出しましたが、神奈川県および神奈川県広域連合では、国および政府与党に対し、どのような活動やフォローを展開されたのか、また、その成果と課題について伺います。

2点目は、全国知事会、政令指定都市市長会や横浜市は、国に対しそれぞれ、緊急要請や提案・要請活動を行っていますが、その活動に対する回答がどのような内容であったのかについて、神奈川県広域連合として、どのように報告を受け、どのように認識されているのか、伺いたい。

3点目は、これに対して、事務局としてはどのようなフォローを行い、関係市町と連携を行っているのか、伺いたいと思います。

2項目目は、システム開発費の国庫補助金についてです。横浜市では、平成19年度の一般会計決算の速報値が7月22日公表されました。この中で、歳出増の原因に後期高齢者医療制度移行に伴うシステム開発があげられています。

平成19年度の後期高齢者医療制度のシステム関係経費、即ちシステム開発費は約8億円、正確には7億9,803万円になりましたが、国庫補助金は僅か7,200万円、補助率は9%しかありません。

本年4月から、老人保健制度から後期高齢者医療制度へ制度改正が行われ、運営主体は市町村から都道府県ごとの広域連合に移行し、広域連合が制度を運営することになり、市町村は申請や相談などの窓口事務と、保険証の引渡しや保険料の徴収を行うことになりました。

従って、システム関係費などの問題については、広域連合が国と折衝する責任があると考えられるものでありますし、横浜市もそのように認識しているものと思います。

そこで、関連して4点について、伺います。

まず、神奈川県の広域連合の関連経費は総額でいくらになり、国の補助額と補助率はどの程度になるのか。

2点目は、神奈川県下33市町村の実態は、どの様になっているのか、また、どのようにフォローしているのか、まだ決算が終わっていない自治体については概数でお答えいただければありがたいと思います。

3点目は、平成20年度の横浜市のシステム開発経費は、国の制度見直しにかかるシステム改修費を除いて、2億4,600万円を見込んでいますが、国の補助金がいくらになるか、未だに不明であります。

神奈川県全体で、どの程度になると見込んでいるのか、また、国の動向に付いてどの様に把握しているのか。

4点目、国は、新たな措置の実施によって生じる財政負担について、地方に負担を転嫁することがないように、責任をもって対応することを約束しているはずであります。横浜市の実例を申し上げたとおり、横浜市の19年度決算では、補助率は僅か9%でありました。この実態は県内の各自治体でも同様ではないのか考えています。

私たちは、今後、市長と共に国に全額の補助を請求したいと考えていますが、先ほど申し上げたとおり、広域連合が制度を運営することになり、市町村は、申請や相談の窓口事務と保険証の引渡しや保険料の徴収を行うことであり、財政負担に関することは本来、広域連合の役割であります。神奈川県および神奈川県広域連合として、どのような認識をお持ちなのか。また、責任を持って対応していただけるのか石渡連合長に伺います。

3項目目は、横浜市の提案・要望についてであります。横浜市は人口364万人を擁し、18行政区の区役所で業務を行っていますが、制度改正に伴う市町村準備期間及び財源の十分な確保が必要であります。今後実施される制度の見直しに際しても、必要な準備期間を確保し、国の責任において必要な財源の確保を図るなど、横浜市のような大都市においても業務が円滑に実施できるよう、実情に見合った措置を講ずること。また、広域連合標準システムの仕様改善について、指定都市における行政区単位での処理が円滑に行うことができるよう早急に改善することを提言・要請します。

神奈川県および広域連合事務局の皆様は、様々な課題やその取りまとめに大変ご苦勞をされていることは非常に感謝しておりますが、この趣旨をご理解いただき、国に強く働きかけていただきたいと要請するものでありますが、石渡連合長の見解を伺いたいと思います。

4項目目、最後の質問は、神奈川県広域連合としての意見提出についてであります。後期高齢者医療制度は高齢化に伴い医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、現役世代と高齢者でともに支え合う制度として設けられたものであります。

しかし、本件をめぐり、マスコミや国民からの不評の大合唱の中で政府与党は本制度の大幅な見直しを約束し、野党各党は廃案を主張するなど、今や、政局となり、近く予測される衆議院選挙の最大の争点になることが必定であります。

しかし、わが国はGDPの1.7倍に相当する膨大な公的債務を抱え、日本人一人当たり700万円以上の借金を抱える中で、未曾有の少子化、超高齢社会の到来、医療費の高騰という三重苦の下で医療のあり方を考えなければなりません。非常に困難な厳しい状況にあります。また、生と死に関わる問題において、絶対的に正しい制度は有り得ず、私たちは、医療制度の行き詰まりを打開するための国民的な合意の形成を行い、実行しなければならないと考えます。

私は、先ほどまで社会福祉の先進国といわれているスウェーデンやデンマークなどを視察してまいりました。福祉先進国は何れも、高負担・高福祉が原則で消費税が20~25%程度、所

得の 50%以上の国民負担率であっても国民が納得しているとのこと。子育てから高齢者施設や社会福祉制度・教育制度など非常に充実しています。すべて無料です。これらの国は高福祉を求めるならば高負担が原則という与野党の合意が形成されていることでもあります。

また、ストックホルムで子育てをしながら生活している日本の方と話をしてきましたが、一般の市民は医者や歯医者には中々かかれない、何度も電話で予約しても一般的な風邪や痛みでは医者や病院は診察してくれない。電話に出るのは看護師で、対応に出た看護師に風邪を引いたら、ビタミンCを摂取して、ゆっくり休みなさいと、説得される。日本のように簡単には病院に行けないし、薬もくれない。従って、市民は病気にならないように、常日頃、生活を正し、健康な生活をおくる様に心がけている。もちろん、救急車は簡単には呼ぶことができないそうでもあります。

市民は、あるいは国民はそのことに納得しています。日本のように病院が高齢者であふれ、数十種類の沢山の薬を処方するようなことは考えられないとのことでもあります。

日本のような乱診・乱療があたりまえなら、日本の医療制度や福祉制度は崩壊するのは当然の帰結であります。

教育水準も所得水準も非常に高い神奈川県民は、このような実態を良く理解できると考えます。私たちが高齢者医療制度の充実を求めるなどの高福祉を求めるのなら、高負担が原則であり、私たちの世代で負担せずに、そのつけを子どもや孫の世代に先送りするような事は絶対にあってはなりません。

そこで、神奈川県広域連合としては、神奈川県や構成自治体と協力して、真にわが国医療制度などの社会福祉制度の行き詰まりを打開するための関係団体を巻き込んだ広域的な調査研究を行い、それに基づく抜本的な改革案や意見を作成し、神奈川県広域連合として国に提案すべきであると考えますが、石渡連合長の見解を伺いたいと思います。

以上であります。石渡連合長をはじめ、事務局の方々、各自治体の関係者の皆様に制度不備によって生ずる様々な問題点、その対応にご苦労されていることを衷心より感謝申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（石田 康博君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

#### ○広域連合長（石渡 徳一君）

1都3県で行った要請に対する活動についてのご質問でございますが、要望書の提出にあたりましては、1都3県の広域連合長が連名で住民から寄せられている、ご意見、また、ご要望を伝えるとともに、制度への国民の理解を進めるなど、国が制度定着に対して努力を行うよう強く申し入れを行ったところでございます。

また、要望書の提出後速やかに、私が自ら全ての県内選出国會議員の先生方に対しまして、

要望書へのご理解とご協力をお願いしてまいったところでございます。

また、全国知事会などで行った緊急要請などについてのご質問でございますが、今般実施された低所得者対策等への財源の全てを国で補填することなどの措置は、全国知事会などをはじめとした要請活動の成果と認識いたしております。

全国知事会などで行った緊急要請などに対する広域連合としてのフォローや関係市町村との連携についてのお尋ねでございますが、広域連合といたしましては、県内市町村との連携を図る中で、6月3日に1都3県広域連合長の連名によりまして、国に対し緊急要請を実施するなどの取り組みを行ったところでございます。

次に、広域連合のシステム関連経費についてのお尋ねでございますが、システム開発に係る経費は、約2億6,000万円となっております。

これに対して5,210万5,000円が国庫補助金として交付されておりました、20%の補助となっております。

次に、神奈川県33市町村の平成19年度のシステム開発経費でございますが、概算でございますが、約24億7,000万円、国庫補助額は約4億円でございます、補助率は約16%と承知をいたしております。

次に、平成20年度の神奈川県内33市町村のシステム開発経費でございますが、約4億5千万円となっております。

また、国の動向についてのお尋ねでございますが、財源措置については、システム改修経費等の取り扱いや概算要求基準との関係を含め、政府与党の責任において適切に対処するとされております。

新たな保険料軽減措置に伴う財政負担についての認識についてのお尋ねでございますが、国の施策変更に伴い生じるシステム改修等に係る経費については、市町村に負担をかけることなく、国の責任において財源確保を図るよう、広域連合といたしましても国に対して積極的に要望を行ってまいりたいと考えております。

また、制度の見直しに際して、実情に見合った措置を講ずるための国への働きかけについてのお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、大都市を抱えております当広域連合としての実情を考慮すべき事情もございます。必要に応じ、適宜、国へ要望してまいりたいと考えております。

また、抜本的な改革案を神奈川県広域連合より国に提案すべきとのご提案を含めたご質問でございますが、広域連合業務は高齢者の医療の確保に関する法律等の法令に基づき執行しております。今後とも市町村や県とも連携を図りながら取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

#### ○議長（石田 康博君）

次に、関 美恵子 議員の発言を許します。

関 美恵子 議員。

(関議員 登壇)

○7番議員(関 美恵子君)

関 美恵子でございます。通告に従い、石渡広域連合長に質問いたします。

後期高齢者医療制度が実施され、5ヶ月を過ぎようとしています。制度への国民の怒りは充満しています。とりわけ、保険料の高さや年金からの天引き、差別医療の問題は深刻です。

横浜市では、7月から保険料徴収が始まり、保険料通知が市民へ届いて以来、問い合わせが殺到しています。「区役所に電話が通じるのに3日かかった、区役所では30人位の相談者の列ができ、腰の曲がった人もいて気の毒だった」などの声が私のところに直接寄せられています。

コールセンターへの問い合わせ件数と主な内容について、どのような状況になっているのか伺います。

これでは、制度の円滑な運用開始とは言えず、多くの相談や苦情の対応に追われる大変な状況になっていると思わざるを得ませんが、連合長の認識を伺います。

次に、制度の国民的怒りの高まりを恐れ、政府与党が、制度を一部手直しする特別対策をこの8月から実施したことについて、まず、その主な内容を伺います。

保険料を年金から天引きする特別徴収は、年金月額1万5千円の人をも対象とし、生活上の理由などによる分納も認められない問答無用のもので、制度がスタートしたことで、天引きへの高齢者の怒りと不安は一層強いものになっています。8月の特別対策で年金天引きから口座振替へ変更できることになりましたが、一定の条件を設けた上に、申請によるという不十分なものです。

県全体で変更の届出は何件出されているのか伺います。横浜市では、直近の数で2,840件と聞いています。7月からの保険料徴収の口座振替の手続きが約9万人に達したことと比べ、非常に少ないのですが、周知徹底はどのようになされているのかと併せて伺います。

さらに、口座振替だと税の面で社会保険料控除が受けられ、年金天引きだと受けられないという保険料の徴収方法の違いで税に差が出るという問題です。マスコミでも大きく取り上げられています。このことにも触れて、今回の変更を周知すべきだったと思いますが皆無です。あらためて周知すべきですが伺います。また、口座振替への変更については、今後も申請を受け付けていくのか伺います。

次に、この制度が75歳を境にして、それぞれの医療制度から切り離すという世界でも例のないものですが、中でも75歳になる人の取り扱いについて、制度上の盲点とも言える相談が寄せられていることです。その1つは、75歳の誕生日前に健診を受けたいと申し出たところ、75歳になってから健診を受けてくださいと断られたというもので、その人の誕生日は3月のため、現在の国保での健診を断られたら、事実上、受けられない事態になりかねません。75歳以上の健診は、義務でないことを理由にして県広域連合は、対象者のほぼ10%位に絞っており、受けられなくても構わないとでもいうのでしょうか。具体的な規定もなく混乱していま

す。75歳になる方への健診の取り扱いについて県広域連合として責任ある見解が必要と思われませんが伺います。

その2つは、高額療養費の取り扱いですが、月の半ばに75歳になる人で、その月に高額医療費の対象となる医療を受けている場合、その月の高額医療費は二つの制度が適用となり、本人負担が増えます。改善が必要と思いますが、見解を伺います。

最後は、後期高齢者終末期相談支援料についてです。これは、医師が終末期の患者と相談し、延命治療をしないなどの治療方針を文書化して患者に示すと、医師に2,000円の報酬が支払われるというものです。しかし、延命治療の中止など、患者に意思決定を無理強いすることになりかねず、命を救う医師の仕事になじまない、患者の人権侵害に繋がると言って、批判が非常に強いものです。政府与党は批判を受け、廃止を検討するとしました。その後、中医協が凍結を打ち出し、厚労省が6月30日付けで、都道府県あてに凍結の通知を出しています。県広域連合として凍結ではなく、廃止を求めるべきですが見解を伺います。

保険料負担の軽減対策に係わっては議案関連のところで質問させていただきますが、国民的怒りは制度を部分的に見直したからといっておさまるものではありません。75歳という年齢で区切ることや世帯を切り離して個人に負担を課すという制度の根幹に対する怒りであり廃止するしかないと申し上げて私の質問を終わります。

#### ○議長（石田 康博君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

#### ○広域連合長（石渡 徳一君）

ご質問に順次お答え申し上げます。まず、横浜市の電話問合せの状況と内容、また、市民の問題意識に対する私の認識についてのお尋ねでございますが、横浜市さんにおいても専用ダイヤルが設置され多数のお問い合わせが寄せられたと聞いております。

また、広域連合でもコールセンターを設置いたし、多くのお問合せをいただいております。これらのお問い合わせにつきましては、制度内容をご理解いただけますよう丁寧にご説明申し上げること、そして、その内容を随時、国に伝え、要望などにも反映させていくことが必要と考えているところでございます。

また、国による特別対策についてのお尋ねでございますが、主な内容として「低所得者に対する保険料軽減策」及び「普通徴収の拡大」が挙げられます。

その内容でございますが、「均等割7割軽減世帯について、一律8.5割軽減」といたし、さらに「基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者の所得割額を一律50%軽減」を行っております。

「普通徴収の拡大」につきましては、一定の要件のもと、保険料の支払い方法を年金天引きから口座引き落としに変更できるというものでございます。

また、あわせて、被用者保険の被扶養者に対する軽減についても、広く周知を図っております。

次に、年金天引きから口座振替への変更とその広報についてでございますが、8月18日現在の変更件数でございますが、県全体で約1万件でございます。

また、周知徹底についてのお尋ねでございました。広報につきましては、7月25日に朝日・読売・毎日を含め計6紙の朝刊に全面広告を行ったところでございます。このほか、市町村によっては、決定通知等への案内チラシや申し込みに必要な用紙を同封したり、広報紙やタウン紙を活用した広報を行うなど、周知に努めております。

次に、年金天引きから口座振替に変更した場合の税控除についてのお尋ねでございますが、世帯全体で見たときの所得税・個人住民税の負担額が変化する場合がございまして、いずれを選択することが税負担の面から有利かということについては、世帯の構成やご本人を含めた世帯員の方の所得の状況、保険料額などにより異なるため、一概には申し上げられません。

なお、口座振替への変更を希望される方については随時、申請を受け付けて参ります。

次に、後期高齢者の方の健康診査の取り扱いについてのお尋ねでございました。各市町村において実施することとしております。お知らせ等につきましては、各市町村からご案内をさせていただいております。特に75歳に到達されます方へのお知らせにつきましては、十分市町村と連携を取りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高額療養費の75歳到達月の取り扱いについてのお尋ねでございましたが、6月12日の「長寿医療制度の見直しに関する政府・与党協議会」において、「今後、与党においてさらに検討すべき課題」として「世帯内で個人が加入する保険が異なること等加入関係の変化に伴う問題についても、併せて検討する。」とされておりますことから、今後国の動向に注視してまいりたいと考えております。

また、終末期医療の廃止についてのお尋ねでございますが、今後、中央社会保険医療協議会を中心に、しかるべき時期に検証等が行われ、必要な見直しが図られる模様でございます。その動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（石田 康博君）

以上で、一般質問は終了いたしました。

---

## 【後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第11、承認第3号「専決処分の報告及び承認を求めることについて（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

石渡広域連合長。

(広域連合長 登壇)

○広域連合長(石渡 徳一君)

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を、ご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

これは、基金の運用状況を明確にするため、運用益の処理については一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとしていましたが、平成20年度に特別会計が設置されたことから、特別会計において運用益の処理を行う必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において平成20年4月1日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、12ページにございますとおり、第4条中、「一般会計」を「特別会計」に改めるものでございます。説明は以上でございます。

○議長(石田 康博君)

承認第3号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

○議長(石田 康博君)

お諮りいたします。本件を承認とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決定しました。

---

## 【後期高齢者医療に関する条例の一部改正について】

○議長(石田 康博君)

次に、日程第12、承認第4号「専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」を議題といたします。広域連合長に提案理由の説明を求めます。

石渡広域連合長。

(広域連合長 登壇)

○広域連合長(石渡 徳一君)

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を、ご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

これは、政府・与党において「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」が平成20年6月12日に決定され、早急に講ずべき措置として平成20年度における所得の少ない被保険者に対する保険料の所得割額及び均等割額の軽減に関する特例措置の見直し方針が

示されましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において平成20年7月18日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

15ページの本文3行目をご覧ください。

「附則第3条」とは、平成20年度及び21年度における保険料の賦課総額の算定の特例に関する規定でございますが、このたびの改正に伴い、この条において読み込むべき条などを追加いたしました。

続きまして、本文8行目、第6条をご覧ください。

第1項では、平成20年度の保険料算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下である被保険者については、所得割額を2分の1の額に軽減することを規定しております。

第2項は端数処理の規定でございます。

続きまして、第7条の「第12条第1項第1号に規定する被保険者」とありますのは、「均等割額が7割軽減される世帯に属する被保険者」のこと、次の「被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額に3を乗じて得た額とする」とありますのは、この均等割額7割軽減の被保険者について、7割から約8.5割程度に軽減率が拡大することを規定いたしましたものでございます。

次の第8条の「第12条第1項第1号に規定する被保険者に対する前2条の規定により算定した保険料の賦課額」とありますのは、所得割額2分の1軽減、均等割額の約8.5割軽減の両方に該当する保険料賦課額のことでございます。

この額から「特別徴収の方法により徴収するとしたならば、徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額」、いわゆる4・6・8月の「仮徴収額相当額」を引いた額が500円未満である場合、これを免除とする規定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。当該専決処分について、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（石田 康博君）

これより質疑に入ります。

花上 喜代志 議員から通告がありましたので、質疑を許します。

花上 喜代志 議員。

（花上議員 登壇）

#### ○3番議員（花上 喜代志君）

承認第4号の関連で質問させていただきたいと思っております。

今回、政府が新たに保険料の軽減策を打ち出したということで、「後期高齢者医療に関する条例」の一部改正が生じた。こういうことではございますが、この内容を見ますと、まず、第1点目は保険料の均等割部分について7割軽減を受けている世帯の方は、その保険料を8.5割軽減するという、それから2点目は、年金収入が153万円以上211万円以下の方について

てはその保険料の所得割部分について 50 パーセントの軽減を実施すると、こういった内容のものでございます。

このことは、被保険者全体を見たときに、この軽減の対象になる県民の方は一部の県民に限られる。こういうことでございます。

先ほどの一般質問の答弁にもありましたように、被保険者の方からは保険料に関する意見・要望というのが数多く寄せられていることを考えますと、私としては高齢者の方が安心して生活できるよう、被保険者全体の保険料を軽減するべきである。このように考えるわけでございます。そこで、2点についてお伺いをしたいと思います。

国会でも議論されておりましたが、厚労省が確たる人数の数字を発表してない。こういうことについて批判がございました。そこで、この条例改正により何人くらいの県民の方が軽減を受けられるのか。またその軽減の額はどれ位であるのか。このことについてお尋ねしたいと思います。

この軽減に伴う保険料額は国が全て補填すると、このように伺っておりますけれども、今回の軽減措置においては、低所得者の方々への軽減措置への対応に留まっております。いわゆる、年収 300 万円から 400 万円台の中間所得層の世帯の方々には何らの措置もされない。こういうことでございます。

今回の軽減措置については、低所得者を対象とした方々への一定の配慮、これは評価いたしますけれども、その一方で中間層の方々に対する軽減措置、これがなされていないという不合理な面が残されております。そこで、お尋ねしますけれども、神奈川県後期高齢者医療広域連合といたしまして更なる軽減を行うということは考えられないのか。また、更なる軽減について国に対して強く要望を行うような取組みというのが必要ではないか。このように考えるわけですが、この点についてお考えをお尋ねしたいと思います。いずれにしろ、この後期高齢者医療制度は、国民注視の中で様々な議論が行われているわけでございます。先ほど、尊敬する小幡議員から北欧の高福祉・高負担のお話がございました。実は私も時を同じくして北欧に行って先週帰ってまいりました。北欧を調べて参りますと、日本と北欧の制度というのは大きく異なっております。私は、この後期高齢者医療制度に対する国民の悲鳴を考えるときに、やはり税金の無駄遣い、このことについて、厳しく見直していく姿勢が大事ではないか。いらぬ道路、いらぬ港湾施設、いらぬ空港、こういったものに対する税金の無駄遣い、あるいは、公務員の天下りなどによる税金のたれ流しなど、様々なことが批判されているわけでございます。

私は国民の医療を守るためにも、しっかりとした議論をしていかなければならないと思います。皆様の様々なご意見を聞きながら、より良い日本の医療制度を作っていくために、ともに頑張っていくことを申し上げまして質問とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（石田 康博君）

ただいまの質疑に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

(広域連合長 登壇)

**○広域連合長(石渡 徳一君)**

ただいまのご質問でございますが、この条例改正により新たに軽減を受けられる方の人数と軽減額についてでございますが、軽減となられる方は約23万人でございます。内訳でございますが、5割軽減の方が約4万人、8.5割軽減の方が約19万人でございます。合計約23万人でございます。また、軽減の額でございますが、約16億8千万円でございます。内訳でございますが、5割軽減の方が、軽減額は4億9千万円、8.5割軽減の方が軽減額は、約11億9千万円で、合計で約16億8千万円の軽減額でございます。

次に、更なる軽減についてのお尋ねでございましたが、最大の課題はその財源をどのように確保していくかでございます。広域連合といたしましては、その財源を国、県または構成市町村に求めることになるわけございまして、国、県に対しましては、これまでも度々、財政支援を求めてきたところでございますが、実現には至っておりません。また、県下全ての市町村に現行の負担金に加え更に新たな負担をいただくことは困難なものと考えております。従いまして引き続き、国や県に対しまして財政支援を要望してまいりたいと考えております。

**○議長(石田 康博君)**

次に、関 美恵子 議員から通告がありましたので、質疑を許します。

関 美恵子 議員。

(関議員 登壇)

**○7番議員(関 美恵子君)**

承認第4号議案に係わって通告に従い、石渡広域連合長に質問いたします。

4月からの保険証交付や年金からの天引きが始まって、高齢者の気持ちを逆なでするような後期高齢者医療制度の本質が明瞭になるにつれ、制度の中止、廃止を求める国民世論が沸騰しました。こうした世論を受けて野党4党は参議院に提出した制度の廃止法案が6月6日に可決し、衆議院に送付され、マスコミも連日、廃止法案を軸に大々的に報道する事態になりました。こうした状況の下で政府与党は6月12日には保険料の負担軽減等を打ち出さざるを得ない事態に追い込まれ、6月26日には厚労省が都道府県広域連合に指示しました。提出された議案は、こうした結果を踏まえ、保険料負担軽減の8月実施に向け7月18日に広域連合長が条例改正の専決処分をし、今議会に報告されたものです。今回の軽減策では、均等割額の7割減免を一律8.5割減免にし、一定の所得割について5割減免するとしていますが、被保険者数は先ほど答弁がありましたので、全体に占めるそれぞれの割合はどうか伺います。

負担軽減の拡充には違いなく、議案には賛成しますが、これまでも夫婦の合計年金額が増額されたにも係わらず、保険料に大きな格差があることは指摘されてきました。今回の特別対策でその格差がさらに拡大されるという重大な問題が起こっています。例えば、夫の年金額260万円、妻42万円のA夫婦と、夫の年金額152万円、妻150万円のB夫婦の場合、合計

年金額はどちらも302万円です。もともと保険料に6倍以上の格差があるのですが、特別対策によりB夫婦は8.5割減額で保険料年額は1万1,400円で済みます。A夫婦には減免はなく、保険料は15万9,430円で約14倍の格差に広がることです。また、夫の年金額260万円、妻0円のC夫婦の場合、減免は受けられず、保険料は15万9,430円で、B夫婦より合計年金額が少ないにも係わらず、約14倍の保険料を払わなければならない逆転現象も起こっています。こうした事例を連合長は承知しているのか伺います。

また、今回の特別対策は、経過的なもので2009年度に向け、見直しが国で進められていると聞いていますが、どのような議論されているのか伺います。その中で、当然、保険料の格差の是正は検討されるべきと考えますが、伺います。こうした問題が起こるのは、保険料を個々に算定し、減免を世帯所得で行うなど、そもそも制度そのものに問題があるからです。部分的見直しでは限界があり、制度そのものを廃止することだと思いますが、こうした点も踏まえ、保険料の格差の是正についての連合長の見解を伺って私の質問を終わります。

**○議長（石田 康博君）**

ただいまの質疑に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

**○広域連合長（石渡 徳一君）**

保険料の減免の人数についてのお尋ねでございますが、平成20年度末の見込みの全被保険者の方が73万人でございますので、この度の軽減の対象の方の割合は、約3割となります。

また、年収同額にもかかわらず保険料に格差が生じていることについてのご指摘でございますが、今後、国の動向を注視するとともに、ご指摘の事例を含めまして、適宜、国に情報を提供してまいりたいと考えております。承知をいたしております。

特別対策に対する国の見直しの議論等についてでございますが、現在、国におきまして、平成21年度における保険料軽減策として、1つ目として、均等割額7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の各所得がない世帯については、9割軽減とすること、2つ目として、所得割を負担する方のうち、年金収入153万円から211万円までの被保険者について、所得割額を50%程度軽減すること、軽減率を段階的に変更することの具体的な取扱いについて議論・検討が進められているということでございます。

**○議長（石田 康博君）**

本件について、通告のございました質疑は以上です。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。お諮りいたします。

本件を承認とすることに、ご賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は承認することに決定しました。

## 【平成19年度広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

### ○議長（石田 康博君）

日程第13、認定第1号「平成19年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

（事務局長 登壇）

### ○事務局長（大森 寿雄君）

認定第1号「平成19年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、提案理由を説明させていただきます。議案書の17ページをご覧ください。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、65ページのとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

決算の内容につきましてご説明申し上げますので、大変恐縮ですが、20ページをご覧くださいと思います。

平成19年度一般会計歳入歳出決算総括表でございますが、

予算現額、 30億2,504万2,201円に対しまして、

収入済額は、 30億2,716万4,511円

支出済額は、 28億3,638万6,617円で、

差引残額は、 1億9,077万7,894円でございます。

また、翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、

翌年度繰越額は、1億9,077万7,894円でございます。

次に、主な内容につきまして、ご説明申し上げますので、24ページと25ページを併せてご覧ください。

はじめに、歳入でございますが、1款、1項、負担金の収入済額は、

14億2,772万3,703円で、これは県内33の市町村の事務費負担金でございます。

2款、1項、繰越金の収入済額は、6,362万9,667円、

3款、1項、預金利子の収入済額は、205万8,058円、

3款、2項、雑入の収入済額は、6万3,766円で、

この内容は広告収入などでございます。

4款、1項、国庫補助金の収入済額は、15億3,368万9,317円で、

この内容は、国から交付を受けた、標準システム開発に係る老人医療費適正化推進費補助金及び被用者保険の被扶養者の保険料徴収凍結に伴う高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金でございます。

次に、歳出でございますが、1款、1項、議会費の支出済額は130万4,717円で、この主な内容は、平成19年度に開催しました広域連合議会定例会と臨時会に係るものでござ

います。

次に、2款、1項、総務管理費の支出済額は、28億3,487万6,957円で、神奈川県後期高齢者医療広域連合の運営に係る経費と、国から交付を受けた高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を全額、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てたものでございます。

次に、2款、2項、選挙費の支出済額は、2万8,740円、

2款、3項、監査委員費の支出済額は、17万6,203円、

3款、1項、予備費につきましては、執行はございませんでした。

以上、概要をご説明申し上げましたが、55ページに提出しております「主要施策の成果説明書」のとおり多くの成果を上げることができたものと考えております。

なお、67ページから72ページにございます、監査委員の審査意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（石田 康博君）

認定第1号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、本件について、採決いたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について】

#### ○議長（石田 康博君）

次に、日程第14、同意第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番 大久保 純男 議員の退席を求めます。

（大久保議員 退席）

この際、会議時間を延長いたします。広域連合長に提案理由の説明を求めます。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

#### ○広域連合長（石渡 徳一君）

ただいま上程されました同意第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本日、議場配布させていただきました「同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」をご覧ください。

これは、広域連合議員のうちから選任している監査委員の任期満了に伴い、新たに、大久保純男 氏を監査委員に選任いたしたく、ご提案申し上げます。

大久保 純男 氏の略歴は、別添の履歴書のとおりでございます、人格高潔で豊富な議員経験をお持ちの方でございます。監査委員の適任者と存じます。選任について、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（石田 康博君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、同意することに決定しました。

退席中の 大久保 純男 議員の入場を許可します。

（大久保議員入場）

○議長（石田 康博君）

ただいま選任同意をしました監査委員の大久保 純男 議員から、ごあいさつがございます。

1 番 大久保 純男 議員。

（大久保議員 登壇）

○1 番議員（大久保 純男君）

ただ今、議員各位のご賛同によりまして、監査委員にご選任いただきました 大久保 純男でございます。

地方自治における監査の必要性和重要性を深く心にいたしまして、微力ではございますけれども、公正かつ誠実に与えられた職務を全うしてまいりたい。このように存じているところでございます。何とぞ議員各位の皆様方のご指導、ご鞭撻のほどを心よりお願い申し上げまして、就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（石田 康博君）

ありがとうございました。

---

【請願・陳情】

○議長（石田 康博君）

次に、議長あて、平成20年8月14日付けで、請願書が、また、平成20年8月11日付けで、陳情書が提出されました。

この際、本2件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本2件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定

いたしました。

それでは、日程第15、「請願第1号について」及び日程第16、「陳情第17号について」を一括議題といたします。

本2件につきましては、各文書表とともに、既に皆様に配布させていただいておりますが、慎重な審査が必要なため、会議規則第129条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

---

(午後 5時 4分 休憩)

(午後 5時30分 再開)

---

### ○議長（石田 康博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、「請願第1号について」、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

稲垣 稔 議会運営委員長。

(稲垣委員長 登壇)

---

### 【委員長報告（請願第1号）】

#### ○議会運営委員長（稲垣 稔）

ただいま議題となりました「請願第1号について」、議会運営委員会における審査の結果を、ご報告申し上げます。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成者なしで不採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

#### ○議長（石田 康博君）

ありがとうございました。ただいま、議会運営委員長より、議会運営委員会における審査の結果について、報告がありましたが、本件については、討論の通告がございましたので、発言を許します。

若林 智子 議員。

(若林議員 登壇)

#### ○6番議員（若林 智子君）

ただいま、議題となっております請願第1号の不採択に反対し、討論いたします。

請願第1号は、当広域連合議会議員の選出にあたって、直接選挙を可能とする諸条件の整理を定めたものです。広域連合はご存知のとおり、地方自治法に基づく特別地方公共団体であり、自治体が主体的・自発的に組織していくものであります。ところが、後期高齢者医療制度においては、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定により、自治体の意思とは関係なく、

都道府県単位で、すべての市町村が加入する広域連合の設置を義務付けており、ここに、そもそもの矛盾があります。こういうことが仮に許されるならば、次々と政策決定に自己責任意識のない広域連合が生まれてしまうのではないかとことを危惧いたします。今年4月の制度の施行に当たっては、先ほどからも指摘がありましたように、負担の増加やサービス低下をめぐる不安や批判、また、保険証の未着問題や保険料の計算ミスといったトラブルがクローズアップをされて、制度をスタートすると、いきなり名称は長寿医療制度と変えますよと、こういうことになりまして6月には参議院で廃止法案を可決した中、この度、追加軽減策も加わり、制度は、より複雑化してしまして市民にとっては、ますます分かりにくい制度になっているのではないのでしょうか。新制度によって、効率的な運営を期待していた市町村はどうでしょう。

これも先ほどご指摘がありましたようにITシステム調達など、これまでの装置は、かなりの負担となっていると思われます。また、スタートしてしまえば、それなりに安定的な運用ができるのではないかと、このように思っていたけれども、いざ始まってみると、制度はころころ変わって、なかなかそのようにはいかないかといって後戻りもできない。こんな状況ではないかと思えます。こういった流れを見ても、官僚システムの中にあるこの制度を是非神奈川らしい制度に作り変えていく、こういった姿勢を持たなければ地方政府は、ますます追い込まれていくことになると思えます。確かに後期高齢者医療制度における広域連合は、保険料や税の徴収も行わず、構成団体の負担金と人的な拠出に依存しております。果たして政府として住民との関係が正常に結ばれているのか、大いに疑問はございます。しかし、だからこそ、給付と負担の両面で社会保障のこういった例もある市民が十分な情報を持って制度を検証し、あるべき制度を自ら決定していくことこそが必要です。そのためには、制度上、直接的な市民参加が保障されていなければならないと考えます。

本日、冒頭、議長からも広域連合議会に対する市民の付託に答えていきたいという決意が述べられましたが、住民が1票を投じる行為ことこそ、最も付託の関係を明確にするものであると考えます。広域連合は、地方分権の時代に、一部事務組合の制度的な展開を踏まえて、より柔軟で民主的な組織として設立されたもので、広域連合議会議員の選出に当たって広域連合内の市民による直接選挙も可能としております。確かに、どのような選挙を実施するのか、そのコストはいったいどのくらいかかるのか、そのことにやはり危惧される声も伺いました。しかし、民主主義にかかるコストを市民に明らかにし、議論に付すこと、そして、また神奈川らしい制度を作ること。多くの自治体がそれなりの課題を持っています。神奈川には政令市が2つあります。清川村のような村もございます。先ほど、1票の格差の問題も指摘されましたが、この問題は、先に述べましたように広域連合を強制的に設立することを義務付けた、この法律にこそ問題があり、この矛盾が生み出していたことではないかと私は考えます。改めまして、国や中央が主導する制度を是非、市民の賛同を得てコントロールし、機能させるために、広域連合議会における直接選挙を検討していくことを是非皆様と一緒に考えていきたいと思っております。本請願における市民の皆様からの提案は、議会へ送られた提案でございます。是非、

議員の皆様の賛同を期待いたしまして私の討論を終わります。

○議長（石田 康博君）

討論の通告は以上ですので、これより本件について採決いたします。

本件については、議会運営委員会では、不採択であります。委員会報告のとおり決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

【委員長報告（陳情）】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第16、「陳情第17号について」、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

稲垣 稔 議会運営委員長。

（稲垣委員長 登壇）

○議会運営委員長（稲垣 稔）

ただいま議題となりました「陳情第17号について」、議会運営委員会における審査の結果を、ご報告申し上げます。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（石田 康博君）

ありがとうございました。ただいま、議会運営委員長より、議会運営委員会における審査の結果について、報告がありましたが、本件については、関 美恵子議員より討論の通告が出ておりますので発言を許します。

関 美恵子 議員。

（関議員 登壇）

○7番議員（関 美恵子君）

陳情第17号の不採択に反対し、討論を行います。

後期高齢者医療制度は、収入ゼロの人も含め、75歳以上のすべての高齢者から保険料をとり、2年ごとの見直しで、天井知らずに保険料が引き上げられる仕組みになっています。正に高齢者の命を危険にさらす血も涙もない制度です。政府与党が慌てて実施した低所得者への保険料の部分的負担軽減、年金天引きから条件付きの口座振替への変更など、小手先の見直しで済むような制度ではありません。受けられる医療はといえば、入院医療についての追い出しが一層激しくなる仕組みが導入され、終末期支援料等は、さすがに現時点では凍結となっておりますが、いつ復活するか分かりません。検診についても行政の義務からははずれ、次々後退がおきています。

政府与党は、75歳以上の特徴を複数の病気にかかる、治療に時間もかかる、認知症の人も多い、いずれ死を迎えるからと説明し、語るに落ちるとはこのことです。これこそ、高齢者の人権を無視し、尊厳をも平気で踏みしめるものです。

陳情の趣旨に沿い、衆議院で後期高齢者医療制度廃止法案を審議し、早期に可決成立させるよう国及び関係機関への働きかけを強めることは時宜を得たものであり、制度廃止を求める意見を送付すべきです。

次に、神奈川県は、平均保険料が全国一高額で保険料の引き下げ要求は切実です。東京都の広域連合は、すでにご承知のように調整交付金が少ないことから、全国一高い保険料負担を軽減するために、葬祭費料や審査支払手数料など4事業を区市町村負担約100億円の負担で保険料全体を引き下げました。その上に、低所得者対策として、都と国に十分な財政支援を求め、年金収入年額208万円以下の約9万1千人に対し、総額約6億9千万円の独自軽減策を行いました。具体的には、保険料の所得割分を25%、50%、75%、100%の4段階で軽減するもので、旧ただし書き所得が15万円以下の方は100%軽減で、所得割負担はゼロに、15万円から20万円までの方は、75%軽減されるものです。その結果、75歳以上の夫婦で、夫の年金183万円のみの場合、保険料が9,840円減額されました。その軽減にかかる費用は、全額、区市町村の負担としていますが、東京都は、保健事業に6億7千万円、制度の立ち上げ経費に対する財政支援として10億円を支援するとしています。ほかにも、京都府広域連合では、京都府に7,865万円を予算化させ、年間1人あたり、均等割190円、所得割40円の計230円の保険料引き下げを全会一致で可決し、石川県広域連合では、県から6,500万円の健診事業補助金が交付されることになり、年間1人あたり、505円の保険料引き下げを実現しています。これらはいずれも県民運動と広域連合議会の努力で実現したものです。神奈川県は、国からの調整交付金が、年平均161億円減らされ、その結果、年間保険料は、2万1千円も高くなったと聞いています。東京都が特別対策をとり、1万円ほど引き下げた例に倣い、できない話ではありません。先の定例会で、吉岡議員に大森事務局長は、「県に対し財政支援を求めて参りたい」と答弁されています。議会としても軽減の財政措置を強く求めるべきと考えます。

徴収強化を狙った年金からの天引きについては、憲法の保障する財産権の侵害であり、天引きそのものが見直されなくてはならないと思いますが、せめて本人の同意を得て行うべきとする陳情者の要望を受け止め、関係機関への働きかけを行うのは当然だと思います。

以上、陳情の採択を強く求めて討論を終わります。

#### ○議長（石田 康博君）

討論の通告は以上ですので、これより本件について採決いたします。

本件については、議会運営委員会では、不採択であります。委員会報告のとおり決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

### 【閉会中継続審査】

#### ○議長（石田 康博君）

ただいま、議会運営委員会 委員長から閉会中継続審査の申し出がありました。

この際、本件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、日程第17、「閉会中継続審査」を議題といたします。

その件名は、ただいま、配布いたしました「議会運営等について」であります。

お諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

---

### 【議決事件の字句及び数字等の整理】

#### ○議長（石田 康博君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全部終了いたしました。

---

### 【閉会あいさつ】

#### ○議長（石田 康博君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので許可いたします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

#### ○広域連合長（石渡 徳一君）

本日、定例会におきましてご提案を申し上げました議案等につきまして、ご審議を賜り、い

ずれもご賛同をいただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

**○議長（石田 康博君）**

これもちまして、平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後 5時47分閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨時議長 須田 隆

議長 石田 康博

議員 市川 敏彦

同 土屋 誠一